

したがしまして、歳入歳出差引残高はゼロでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田 武君登壇）

○監査委員（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第八十七号 平成三年度福生市受託水道事業会計決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

内容につきましては、お手元の意見書五一ページから五二ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められます。

なお、今後とも施設の改良整備を図り、安定給水により一層の努力をお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 二時まで休憩をいたします。

午後一時四十四分 休憩

~~~~~

午後二時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいただきます。

（古谷議会議務局長報告）

一、平成三年度福生市一般会計決算、特別会計決算、基金運用状況審査意見書の正誤について（別添参照）

二、陳情書の訂正について（別添参照）

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第十一、議案第八十八号 福生市立福生第四小学校講堂除湿温度保持工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十八号、福生市立福生第四小学校講堂除湿温度保持工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本件は教育環境の充実、向上を図るため福生市立福生第四小学校講堂徐湿温度保持工事を防衛補助事業といたしまして施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。



陳情第四十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第十三、陳情第四十一号、「義歯保険点数の改善を求める意見書」採択の陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第十四、陳情第四十二号、福生市から無年金者をなくし安心して老後の生活ができるために国に意見書の提出を要請する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第十五、陳情第四十三号、「現況届」などの市による一括発送扱いの陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第十六、陳情第四十四号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第十七、陳情第四十五号、「義務教育国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第十八、陳情第四十六号、朝・日国交正常化促進を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第四十六号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって陳情第四十六号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十九、陳情第四十七号、「保険でよい入れ歯」の意見書を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第二十、陳情第四十八号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第二十一、陳情第四十九号、日朝国交交渉に原則外交を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十二日から二十九日までの十八日間休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって明十二日から二十九日までの十八日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は九月三十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時十二分 散会

日ごろ、在日同胞の諸権利擁護と朝鮮の自主的平和統一実現を願う私たちの活動に深い理解と温かい御支援を寄せてくださっている貴議会並びに貴下に対し、心より感謝と敬意を表します。

さて、私たちは、現在朝・日国交正常化が速やかに実現されるよう関係機関に要請を行っております。

つきましては、貴議会が左記内容を御賢察され、速やかに適切な処置がとられることをお願いいたします。

(陳情の趣旨)

ご存じのように、昨年九月、朝鮮民主主義人民共和国と「韓国」は、国連に同時加盟をし、十二月には南北間で「和解、不可侵、協力、交流に関する合意書」及び「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」が採択されました。

このような情勢の進展は、朝鮮半島の緊張緩和と平和的安定を促進し、朝・日間の国交樹立に有利な作用をするものと確信いたします。

アジアにおいて国連加盟国の中で唯一国交関係がないのは日本と朝鮮のみであり、このような状態は速やかに終結されるべきであり、両国の国交樹立は、朝・日両国にとって有益であるとともに、アジア並びに全世界の平和維持に大いに寄与するものと確信いたします。

す。

このような情勢を反映し、現在までに東京都を初め四十二都道府県、二千三百四十九の地方自治体が「日・朝国交の早期実現を要望する決議」を採択し、関係当局に意見書を提出いたしました。

朝・日国交正常化の世論が日増しに高まる折、貴議会におかれましても「朝・日国交正常化の早期実現を要望する意見書」を採択され、関係当局に意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

平成四年九月四日

陳情者

福生市志茂一四一

在日本朝鮮人総聯合会

西東京西部支部常任委員会

委員長 金 輝 昇

印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第四十七号

「保険でよい入れ歯」の意見書を求める陳情書

いま日本では、六十五歳以上の人の半数が歯を失い、約一千万人が義歯（入れ歯）を使用しています。

高齢化社会に向かって、だれもがよい義歯を使えるようにすることは、今や国民的課題ではないでしょうか。

多くの人が義歯のぐあいが悪いと感じ、歯科医も義歯に手間をかけると費用がかさむことで悩んでおり、自由診療という保険外診療で、高いお金を払わなければ、よい義歯はできないという状況もあります。

健康保険から支払われる義歯の料金は、上下の総義歯で約五万円、人件費や技工料を差し引けば大きな赤字が出る状況です。

義歯は歯科医師が患者の口の中の型を取り、歯科技工士が義歯をつくり、さらにでき上がった義歯を患者が使えるようになるまで、何度も調整をしなければなりません。

健康保険から支払われる診療報酬が少ないために「義歯の作製・調整に十分な手間と時間がかけられない」と、歯科医師の側にも大きな悩みがあります。

国政の場でも自民党初め社会党、公明党、共産党まで十三回も質疑を行い、政府に改善を迫るなどの動きが出ています。

健康保険でよい義歯が入れられるよう、国に対して意見書を上げていただきたく陳情い

たします。

一 健康保険でもよい義歯（入れ歯）が入れられるようにするために、義歯の作製・調整や製作後の管理などの診療報酬を二倍以上に引き上げること。

平成四年九月四日

陳情者

羽村市栄町二―二―一三

健生会・協力会西多摩支部

支部長 野崎

衷 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第四十八号

日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場
建設計画に関する陳情書

(陳情項目)

一 「日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場」の「遮水シート破損問題」については、「公害防止協定」第八条に基づき、実態究明と万全な公害対策をとること。

二 新たに進められている第二処分場建設計画において、地元日の出町住民の意向や秋川流域自治体の合意事項を無視した行政姿勢を改めること。

三 新たに進められている第二処分場建設計画は、前項(一)の問題が示すような大規模処分場の持つ潜在的危険性と事後処置の至難性にかんがみ、この際、一点集中型の処分方式を転換して別の方策を検討すること。

以上の項目について、三多摩地域廃棄物広域処分組合を初め関係機関に対し、意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

(理由)

三多摩地域廃棄物広域処分組合は、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の遮水シート破損問題について、都、処分組合、町が実施した処分場周辺の水質調査の総合評価の結果を根拠として、七月、「安全宣言」を発表しました。

しかし、この調査には、肝心の遮水シートの実態調査が含まれておらず、処分場周辺の大気及び土壌調査を含む通年調査体制も組まれておりません。調査結果についても、厚生

省関係者が「施工及びその後の維持管理の不十分さから遮水シートが部分的に破損することが生じている可能性は否定できない」と述べており、他の専門家も「何らかのミスによってシートに穴があいたとしか考えられない」と指摘しています。こうしたことから、一層広がる住民の不安にこたえるために、公害防止協定第八条に基づく遮水シート破損の実態究明と安全対策を実施することが急務となっています。

こうした現処分場の安全性に対する重大な疑問が解明されない一方で、飲料水汚染の恐れのある地域に新たな処分場建設計画が進められています。これは絶対に認められませんか。しかも、地元日の出町において、一部自治会にのみ説明会を行ったものの、事実上他の住民を排除し、多数の町民の意向を無視し続けていることは、住民自治の精神からも許されません。

さらに、秋川流域三市町村は、新たな処分場建設計画の「白紙撤回」を全会一致で採択しております。秋川流域四市町村の同意を新たな処分場建設の前提条件とした「三多摩地域廃棄物広域処分場にかかわる基本的条件及び秋川流域の地域振興の要望」(昭和五十七年)をも無視する処分組合の姿勢はさらに重大です。

「第二次ごみ戦争」と呼ばれる事態に直面している今日、従来の「焼却・埋め立て」型のごみ行政から大きく発想を転換して、ごみを限りなくゼロに近づける戦略目標を立てる